

# あんしん住宅瑕疵保険オプション検査 あんしんプレミアム検査のご案内 ポイントカバープラン



瑕疵保険で通常実施する検査に  
以下の検査をプラス

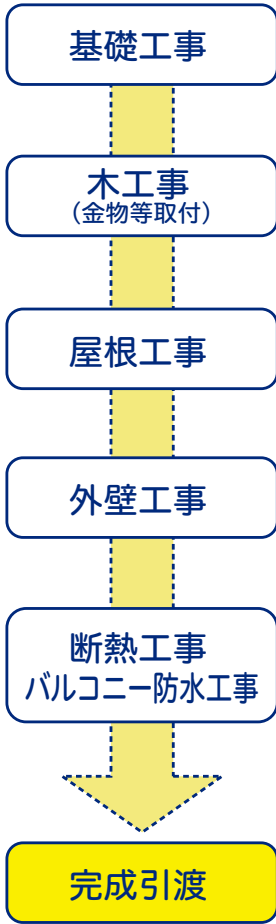
- ・構造金物検査
- ・追加防水検査※2
- ・断熱材・バルコニー防水検査

あんしんプレミアム検査のメリット

- ① トータルな検査体制の構築が可能です。
- ② お客様に「あんしん」のPRが可能です。
- ③ 雨漏り等の事故防止につながります。
- ④ 自社の施工技術の見直しが図れます。



## 5つの検査内容



### ①基礎配筋検査(瑕疵保険)

基礎配筋の径、ピッチ、継手、定着、かぶり厚さ等、基礎配筋が適切に行われているか検査します。

### ②上部躯体検査(瑕疵保険)

柱・梁、構造金物等が適切に施工されているか検査します。

### ③構造金物検査

構造金物、補強金物等が図面どおりに正しく施工されているか、詳しく検査します。  
※構造金物検査は、上部躯体検査と同時に実施します。

### ④追加防水検査

壁やサッシ廻り、配管廻り等の防水紙の張り方等について検査します。  
※上部躯体検査ワイドへの変更はできません。

### ⑤断熱材・バルコニー防水検査

壁・天井の断熱材やバルコニー防水の状況(仕様、隙間、留付け等)について施工状況を検査します。

同時実施



## あんしんプレミアム検査の対象となる住宅

階層3以下(地階を含む)の木造の戸建住宅で、無機繊維系断熱材を採用するものに限り

◇ 既着工 / 引渡済住宅はお申込みできません

◇ 建設性能評価住宅はお申込みできません



## 保険料等

※義務化保険/中小企業者コース/保険料に追加防水検査割引・電子申請割引を適用(検査料10%税込:円)

延床面積帯	瑕疵保険保険料	検査手数料 ①+②	加算する検査手数料 ③+④+⑤	合計
100㎡未満	34,480	25,780	34,800	95,060
100㎡以上125㎡未満	40,190	26,760	36,640	103,590
125㎡以上150㎡未満	51,600	29,220	39,290	120,110
150㎡以上300㎡未満	66,580	38,820	44,240	149,640
300㎡以上500㎡未満	66,580	38,820	51,390	156,790

保険料が割引に!

追加防水検査を実施し、基準に適合した住宅の保険料は、一定の割引が適用されます。

- ・あんしんプレミアム検査は、建設工事における工事監理または施工管理として行うものではありません。また、対象住宅の性能等の評価、判定または保証をするものではありません。
- ・あんしんプレミアム検査は、「あんしんプレミアム検査 業務委託契約約款」を確認し、その内容についてご承諾いただいた場合のみ、お申込みいただけます。
- ・本紙はあんしん住宅瑕疵保険のオプションである「あんしんプレミアム検査」についてのみご説明したものです。あんしん住宅瑕疵保険の詳細は、別途パンフレット等をご確認ください。なお、ご不明な点等がありましたら、担当取次店または住宅あんしん保証にご照会ください。

お問い合わせは



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人  
国土交通大臣登録 住宅性能評価機関

株式会社住宅あんしん保証

■本社  
〒104-0031 東京都中央区京橋1-6-1 三井住友海上テブコビル6階

TEL.03-3562-8122 (平日9:00~17:30)

ホームページ <https://www.j-anshin.co.jp/>

●本紙記載内容/2020年1月28日現在

●本紙に記載している内容は予告なく変更される場合があります。

承認番号:A128G-2001-01-02

## あんしんプレミアム検査業務委託契約約款

### 第1条（契約内容）

このあんしんプレミアム検査業務委託契約約款（以下「本約款」といいます。）は、あんしん住宅瑕疵保険契約の保険契約者である届出事業者（以下「委託者」といいます。）が、株式会社住宅あんしん保証（以下「弊社」といいます。）に対し、あんしん住宅瑕疵保険契約の対象住宅に対する「あんしんプレミアム検査」（以下「本サービス」といいます。）を提供することを委託するにあたり必要な事項を定めるものとします。

### 第2条（委託業務）

- (1) 弊社は、委託者から個別に本サービスの申込みを受け付けたあんしん住宅瑕疵保険契約の対象住宅（以下「対象住宅」といいます。）に対して、別紙1「サービス内容明細」に記載の検査を行うものとします。
- (2) 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、実情に適するように検査内容を変更し、または検査を中止することがあります。この場合において、委託者が再検査を希望するときは、弊社の責に帰すべき事由による場合を除き、委託者は、自己の負担で再検査を申し込むものとします。
  - ① 対象住宅の建て方（隣家等との距離等）、施工状況等により検査が困難または不可能な場合
  - ② 洪水、台風、暴風、暴風雨、せん風、たつ巻き、豪雨、積雪その他の天候不順、対象住宅の火災等または変乱、暴動、騒じょう、労働争議等により調査を実施することが困難な場合
- (3) 弊社は、本サービスの実施後、その結果を委託者に報告するものとします。
- (4) 弊社は、前項の報告について、原則として、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。以下同様とします。）の送信により行うものとします。
- (5) 弊社は、検査結果をあんしん住宅瑕疵保険契約の保険期間満了まで（当該保険申込みの取下げまたは解除があったときは、調査を実施した日から2年間）保管するものとします。
- (6) この検査は、次の各号に掲げる内容を目的に行うものではありません。
  - ① 対象住宅の建設工事における工事監理または施工管理
  - ② 建築基準法その他の法令または条例に基づく検査
- (7) 第3項の報告は、次の各号に掲げる評価、判定または保証をするものではありません。
  - ① 対象住宅の性能の評価、判定または保証
  - ② 対象住宅に瑕疵または劣化事象等がないことの判定または保証
  - ③ 建築基準関係法令その他行政庁等の定める基準等への適合性の判定
  - ④ 第3項の報告の内容について、検査実施時点からの時間経過による変化または経年劣化がないことの保証

### 第3条（再委託）

弊社は、前条の委託業務の全部または一部を他の者に委託することがあります。

### 第4条（契約の成立）

この契約は、弊社が、委託者から本サービスの申込みを受理した時に成立します。

### 第5条（サービス利用料）

- (1) 委託者が弊社に支払うサービス利用料は、別紙2「サービス利用料明細」に記載のとおりとします。
- (2) 委託者は、前項のサービス利用料をあんしん住宅瑕疵保険の保険料および検査手数料（以下「保険料等」といいます。）とあわせて支払うものとします。
- (3) 支払期日を過ぎても委託者が弊社にサービス利用料の払込みを行わない場合は、弊社は、委託者に対して遅延損害金（利率を年6%とします。）の支払いを求めることができるものとします。
- (4) 予定された検査実施時に、委託者の都合により検査が実施できなかった場合は、検査を実施したものとみなして委託者は当該検査に係るサービス利用料を支払うものとします。この場合、弊社は当該検査に係る検査報告書を作成しません。
- (5) 前項の場合を除き、検査予定日の前営業日（土日祝日を除く平日とします。）16時以降に、委託者の都合により検査日時の変更等がされた場合、委託者は、当該検査に係るサービス利用料と別に、当該検査の直前キャンセル手数料として1回あたり1,000円（税別）を支払うものとします。

### 第6条（権利義務の譲渡制限）

委託者および弊社は、この契約に基づく地位および一切の権利義務を相手方からの書面による承諾なくして第三者に譲渡または質入等の処分をしてはならないものとします。

### 第7条（損害賠償）

- (1) 検査結果または報告の内容に誤りがあり、これにより委託者に損害が生じた場合は、弊社は損害賠償責任を負うものとします。
- (2) 弊社が債務不履行または不法行為により委託者に対して負う損害賠償責任は、10万円またはサービス利用料のいずれか高い金額を限度とします。

### 第8条（解除）

- (1) 委託者または弊社が正当な理由なくこの契約に違反したときは、書面をもって通知することにより、この契約を解除することができます。
- (2) 委託者または弊社が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当したときは、相手方は何らの催告なくしてこの契約を解除することができます。
  - ① 金融機関から取引停止の処分を受けたこと。
  - ② 第三者より仮差押、仮処分、強制執行等を受けたこと。
  - ③ 破産、民事再生手続きもしくは会社更生の申立てをなし、またはこれらの申立てがなされた



こと。

- ④ 第6条（権利義務の譲渡制限）に違反してこの契約に基づく権利または義務が処分されたこと。
- (3) この契約は、次の各号に掲げるいずれかの場合には解除されます。この場合において、この契約の解除の効果は、将来に向かってのみその効力を生じるものとします。
  - ① 委託者が弊社のすべての業務が完了するまでの間に弊社所定の書面をもって取下げを通知したこと（電磁的方法による通知を含みます）。
  - ② 委託者が支払期日までにサービス利用料の全額を払い込まないこと。
- (4) 前3項の場合は、弊社は別紙3「サービス利用料返還規定」に定める額を返還します。

## 第9条（反社会的勢力の排除）

- (1) 委託者は、次の各号に掲げる事項を確約します。
  - ① 自己（下請負人、受託者その他の対象住宅の建設工事に関係する一切の者を含みます。）および住宅取得者等が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと。
  - ② 自己（下請負人、受託者その他の対象住宅の建設工事に関係する一切の者を含みます。）および住宅取得者等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。）が反社会的勢力ではないこと。
  - ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
  - ④ 第2条（委託業務）に規定する業務およびサービス利用料の全額の支払いのいずれかが終了するまでの間に、自らまたは第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。
    - ア 弊社（取次店その他の委託先を含みます。）に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
    - イ 偽計または威力を用いて弊社（取次店その他の委託先を含みます。）の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
- (2) 弊社は、委託者が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なくして、この契約を解除することができるものとします。
  - ① 前項第1号または第2号の確約に反する申告をしたことが判明したこと。
  - ② 前項第3号の確約に反し契約をしたことが判明したこと。
  - ③ 前項第4号の確約に反した行為をしたこと。
- (3) 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、委託者は、弊社に対し、違約金として30万円を支払うものとし、委託者は、解除により生じる損害について、弊社に対し一切の請求を行わないものとします。

## 第10条（個人情報の保護）

- (1) 弊社は、本サービスに関して知り得た個人情報（以下単に「個人情報」といいます。）を次の目的のために利用します。これらの目的のほかに利用することはありません。
  - ① 本サービスの提供、契約の維持管理

- ② 本サービス以外の保険・保証契約・金融制度等の商品・サービス（関連会社・提携会社が取扱う商品・サービスを含みます。）のご案内・ご提供や引受けの審査およびこれらの業務の履行、契約の維持管理
- (2) 弊社は、次の場合を除いて、個人情報を第三者に提供することはありません。
- ① あらかじめ、ご本人が同意されている場合
  - ② 法令に基づく場合
  - ③ 個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先等の第三者に提供する場合
- (3) 個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、取次店その他の委託先に個人情報を委託します。その場合、個人情報保護の観点から信頼できる先に委託します。
- (4) 前3項のほか、弊社は、弊社ホームページの「個人情報の取扱いについて」の記載内容に従い、個人情報を取り扱います。

### 第11条（秘密情報の保持）

- (1) 弊社は、本サービスに関して知り得た情報を、委託者の合意なく、第三者に開示または提供しません。
- (2) 前項の規定にかかわらず、弊社は、本サービスの提供に必要であると合理的に認められる範囲内においては、前項に定める情報を業務委託先等に提供します。この場合、弊社は、情報の提供先に対し、本約款により弊社に課せられているのと同様の義務を負わせるものとします。

### 第12条（変更）

- (1) 弊社は、法令の変更その他の弊社が必要と認める場合、本約款を改定することがあります。
- (2) 前項の場合において、弊社は、その効力発生時期を定め、かつ、約款を変更する旨および変更後の内容ならびにその効力発生時期を事前に弊社のホームページで掲示する等の方法により周知するものとします。

### 第13条（管轄裁判所）

この契約に関する訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第14条（準拠法）

本約款に定めのない事項については、日本国の法令に準拠するものとします。

別紙 1

サービス内容明細

本サービスの内容は次のとおりとします。なお、検査の詳細については検査チェックシートに定めるとおりとします。

・ポイントカバープラン

(1) 検査の内容は下表のとおりとします。

検査の種類	検査の時期
①構造金物検査（※）	外壁断熱材および外壁防水紙の施工前
②断熱材・バルコニー防水検査	外壁断熱材およびバルコニー防水施工後

※あんしん住宅瑕疵保険の現場検査とあわせて実施します。

(2) 検査時写真の枚数は下表のとおりとします。

検査の種類	写真の枚数
①構造金物検査（※）	9 枚
②断熱材・バルコニー防水検査	6 枚

※あんしん住宅瑕疵保険の現場検査で報告する写真の枚数を含みます。

(3) 検査の結果は、検査チェックシート及び写真シートの発行を以て報告とします。

以上

別紙2

サービス利用料明細

本サービスの料金（サービス利用料）は、次のとおりとします。

また、サービス利用料は、あんしん住宅瑕疵保険契約の保険料等とあわせて請求します。

・ポイントカバープラン

（消費税 10%込）

検査の種類	サービス利用料（※）					
	延床面積	＜検査1回あたり＞				
		100㎡未満	100㎡以上 125㎡未満	125㎡以上 150㎡未満	150㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満
構造金物検査		9,900円	11,000円	12,380円	14,300円	17,600円
断熱材・バルコニー防水検査		12,930円	13,480円	14,300円	15,400円	19,250円

※ あんしん住宅瑕疵保険の検査手数料とは別となります。

※ 検査予定日の前営業日（土日祝日を除く平日とします。）16時以降に、委託者の都合により検査日時の変更等がされた場合、委託者は、当該検査に係るサービス利用料と別に、当該検査の直前キャンセル手数料として1回あたり1,000円（税別）を支払うものとします。

以上



## 別紙 3

### サービス利用料返還規定

本サービスを解除した場合、次のとおりサービス利用料を返還します。なお、サービス利用料を收受する前に本サービスを解除した場合は、実施済みの検査に係るサービス利用料（別紙2に記載）を委託者へ請求します。

なお、あんしん住宅瑕疵保険の保険料等の返還については、当該保険に係る規程に定めるとおりとします。

- (1) 本約款第8条第3項第1号に規定する解除の場合  
未実施の検査に係るサービス利用料（別紙2に記載）を返還します。
  
- (2) (1)以外の解除の場合  
原則として返還しません。ただし、解除の原因が弊社の責に帰すべき事由の場合は、未実施の検査に係るサービス利用料（別紙2に記載）を返還します。

以上